

NIPG LPガスレポート

NO.245

◆CONTENTS◆

【業界・市場】2006年9月および2006年度上期のLPガス需給動向	1
日本電気硝子、LPガス転換で国内初のCO ₂ 排出権売買成立	
2006年度上期のガラストップこんろ販売、15万9,000台	
2006冷凍年度GHP出荷台数、12.8%減	
ウイズガスCLUB協賛の食育に関する冊子、発行	
【行政・規制緩和】経産省、ガス器具安全技術基準省令を一部改正	4
「産業構造審議会消費経済部会」の動き	
東京都、高圧ガス・LPガス関係の行政処分実施要領施行	
違約金控訴請求裁判、LP販売事業者が勝訴	
【海外動向】11月CP、プロパン、ブタンともに下落。ブタン、プロパンより20ドル高に	7
【技術開発】SNS構築サービス	9
《技術開発トピックス》東京ガス、壁貫通設置タイプのエコジョーズを発売	11
世界最小の火災警報器を発売	
高木産業、高機能浴室・台所用リモコンを発売	
ノーリツ、鏡で見られる浴室液晶テレビを発売	
【エネルギー業界の動き】加速する電力会社のCDMを利用したCO ₂ 排出権取引	12
【ニュースヘッドライン】	13
【世界の電力・ガス会社】フランス電力(EDF)	14

平成18年11月1日

NISSHO PETROLEUM GAS CORPORATION

「NIPG LPガスレポート」は当社のホームページからダウンロードできます。(http://www.nipg.co.jp)

本資料はあくまでも情報提供を目的としているものであって、ご利用に関してはご自身の判断と責任の元でお願いします。つきましては、本資料の情報を参考に取られた行動の結果生じた損害等であっても、当社は一切の責任を負いません。また、本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性に関する責任を負いません。

業界・市場動向

■ 2006年9月および2006年度上期のLPガス需給動向

日本LPガス協会が発表した9月のLPガス需給実績によると、主力の一般用需要は前年同月比3.2%減の127万8,000トンと2ヶ月ぶりにマイナスになった。全国平均気温はほぼ平年並みだったが、北海道で昨年比プラス1.0°Cを上回ることがあった。品種別では、プロパンが同4.0%減の82万6,000トン、ブタンは同1.7%減の45万2,000トンとなった。大口ユーザーの計画需要をベースとする特殊用向け輸入船直納分を含めた全体需要は、同1.0%減の135万1,000トンだった。

供給面では、石油精製の国内生産分は同3.9%増の37万2,000トン、石油化学は同7.7%減の2万4,000トン、輸入分は同28.0%増の121万5,000トンとなった。冬場の需要期に向け在庫の手当てに動いたことから、輸入は2ヶ月連続のプラスとなった。供給量合計は20.9%増の161万1,000トンとなり、9月末の全国流通在庫は291万2,000トンとなった。(需給表-資料編(資料1)参照)

2006年度上期の主力の一般用需要は前年同期比0.4%増の815万トンと微増となった。品種別では、プロパンが同1.6%増の555万3,000トン、ブタンは同2.2%減の259万7,000トンとなった。プロパンは、4月から9月の全国平均気温が比較的低めで、家庭用業務用需要が堅調だった。

■ 日本電気硝子、LPガス転換で国内初のCO₂排出権売買成立

日本電気硝子と船井総合研究所は、国内企業間で初めてCO₂排出権の売買が成立したと発表した。環境省の「平成17年度自主参加型国内排出量取引制度」を活用し、日本電気硝子が船井総合研究所にCO₂排出削減量のうち200トン分の排出枠を10月18日付けで売却した。

日本電気硝子は環境省の制度を利用して、能登川事業場のガラス溶融炉燃料をLSA重油からLPガスに切り替え、2006年度の排出削減約束量を92,900トンとした。使用量が多いガラス溶融炉をLPガスに転換したことで約束量を超えて達成できる見込みが立ったことから排出権を売却することにした。

環境省の制度はCO₂削減に取り組む企業へ補助金を出す代わりに、CO₂の年間排出削減量を設定、その約束以上減らした企業と未達成の企業や取引のみ参加する企業が排出権を売買する。将来的な取引制度を整備する環境省の試行事業として2005年度から開始された。日本電気硝子はCO₂削減目標を持って参加している「目標保有参加者」、船井総合研究所は取引のみに参加している「取引参加者」として、2005年度から同制度に参加している。船井総合研究所は、購入した排出枠をCO₂排出削減約束量を達成できない企業などに売却していく。

■2006年度上期のガラストップこんろ販売、15万9,000台

日本LPガス団体協議会は、2006年度上期の高効率ガス機器出荷実績をまとめた。2006年度の単年度ベースでは、ガラストップこんろは目標80万台に対して15万9,000台（達成率19.9%）、エコジョーズが目標10万5,000台に対して26,900台（同25.6%）、エコウィルが目標6,000台に対して800台（同13.3%）となった。目標台数は、日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）が2010年度を達成目標として2006年1月にまとめたもの。2005年度までの出荷実績を加えるとガラストップこんろは2010年度目標に対して達成率13.2%となる。

都道府県別出荷の達成率トップは大阪府で64.3%、ついで東京都の40.8%となった。トップ10位以内に大阪府、兵庫県、京都府と近畿の府・県が3ヶ所入っている。

【高効率ガス機器普及目標】

（単位：千台）

	2006年度			2010年度		
	目標	上期		目標	累計（～2006年上期）	
		出荷実績	達成率		出荷実績	達成率
ガラストップ こんろ	800	159.0	19.9%	7,850	1,033.0	13.2%
エコジョーズ	105	26.9	25.6%	1,500	59.4	4.0%
エコウィル	6	0.8	13.3%	60	4.4	7.3%

■2006冷凍年度GHP出荷台数、12.8%減

GHPコンソーシアムがまとめた2006冷凍年度（2005年10月～2006年9月）のGHP出荷台数は、32,901台で前冷凍年度比12.8%減となった。ガス種別の出荷台数はLPガス仕様は8,978台で同26.7%減、都市ガス仕様は23,923台で同6.1%減だった。馬力ベースでは54万584馬力で同6.4%減少したが、平均馬力数は16.6馬力で同7.1%増加し、ここ数年の傾向であるGHP大型化が進んでいることが伺える。

【2006冷凍年度GHP出荷台数】

（（ ）内は前冷凍年度比、単位：台、％）

馬力クラス別	LPガス仕様	都市ガス仕様	合計
2～5	575(▲42.6)	2,412(▲27.3)	2,987(▲30.9)
6～10	1,616(▲35.7)	4,126(▲16.9)	5,742(▲23.2)
11～30	6,787(▲22.2)	17,385(1.1)	24,172(▲ 6.7)
合計	8,978(▲26.7)	23,923(▲ 6.1)	32,901(▲12.8)

【2006冷凍年度GHP出荷馬力数】

(()内は前冷凍年度比、単位：馬力、%)

	LPガス仕様	都市ガス仕様	合計
馬力	150,845.0(▲22.7)	389,739.0(2.0)	540,584.0(▲6.4)
平均馬力	16.6(4.4)	16.3(8.7)	16.6(7.1)

■ウイズガスCLUB協賛の食育に関する冊子、発行

ガス関連団体と住宅関連団体が設立したウイズガスCLUBが協賛する食育に関する冊子が発行された。リクルートの住宅情報誌「HOUSING」シリーズの一環で、「食育と一緒に考える住まいづくりBOOK」。子育て世代を対象に食育を通じてガスのある暮らしを提案していく。

5つの日本食のレシピを通して子どもの食を楽しむ力を育てる家庭での食のあり方などの提案や、NPOや企業などの最新の食育活動レポートなどを掲載している。10月16日から全国書店で販売され、価格は500円。

行政・規制緩和動向

■ 経産省、ガス器具安全技術基準省令を一部改正

経済産業省は、パロマ工業製のガス瞬間湯沸し器による一酸化炭素中毒事故を受け、ガス瞬間湯沸し器の安全技術基準を見直す。ガス用品及びLPガス器具の技術基準に関する省令の改正案をまとめ、10月19日にパブリックコメントの募集を開始した。締め切りは11月17日までで、12月にも公布する予定。

改正するのは「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」および「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」。製品安全対策に係る総点検委員会が8月に取りまとめた対策の中の一つ、「ガス消費機器の安全確保のための制度改正」に該当する。

改正案では、半密閉式ガス瞬間湯沸し器と同式ガスバーナー付きふろがまについて、4項目の基準改正を行う。安全装置の不正改造の防止・耐用強度の強化や、新たに製造時に不完全燃焼防止装置の措置を義務付ける。不完全燃焼防止装置は、一酸化炭素濃度が300ppmに達する以前にバーナーへのガス通路を自動的に閉ざすとした技術基準を定め、一酸化炭素中毒事故防止を図る。

【半密閉式瞬間湯沸器及び同式ガスバーナー付ふろがまの製品安全対策の改正】(概要)

- (1) 安全装置の不正改造の防止、耐用強度の強化
 - ・安全装置は容易に改造できない構造であること及び、電装基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐える。
- (2) 不完全燃焼防止装置の義務づけ
 - ・室内が汚染されたとき、一酸化炭素濃度が300ppmに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす。
- (3) フェイル・セーフの設計の義務づけ
 - ・安全装置が正常に機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす。
- (4) 排気溢れ防止装置等に係る適合性検査の強化
 - ・逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす
- (5) その他
 - ・反復使用試験に、不完全燃焼防止機能に係る装置の試験を追加する。

■「産業構造審議会消費経済部会」の動き

産業構造審議会消費経済部会の第2回製品安全小委員会が10月5日に開催され、消費生活用製品安全法における重大事故の範囲、公表基準案が提示された。

重大事故の範囲として、死亡、一酸化炭素中毒などを消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故、火災のように製品の滅失・毀損などが消費者に危害を及ぼす恐れのある事故の2つに分類した。報告の起算日は通報などで知ったときとし、報告期限は起算日から2週間以内としている。報告は、経済産業省が作成した様式で作成する必要があるが、緊急時にはFAXまたは電子メールで一報することも可能としている。

経済産業省は報告を受けてから原則1週間以内にホームページ上で製品名、事故概要(企業名、型式名なし)、受理日、事故発生日の4項目を公表する。公表後調査した結果、事故が消費者へ危害を及ぼすか、危害が拡大する恐れがある場合は、さらに企業名、型式名、事故の内容、再発防止策を公表をする。また意図的に報告義務を怠った場合には第一報から企業名、型式名についても公表する。

【消費生活用製品安全法における重大事故の範囲、公表基準等について(案)】(まとめ)

1. 重大製品事故の範囲について

(1) 報告義務の対象となる重大製品事故

① 消費者の生命または身体に危害が発生した事故

- ・死亡、一酸化炭素中毒、継続的機能喪失(失明、難聴等)及び身体欠損、重傷(負傷の治療に要する期間が30日以上)の負傷)

② 製品の毀損などが消費者に危害を及ぼす恐れのある事故

- ・火災(各消防本部が火災として認定したもので、製造事業者又は輸入事業者がその事実を覚知したもの。)

(2) 報告の起算日及び期限

- ・報告の起算日は、通報、通知等により、その事実を知ったとき。
- ・報告の期限は、起算日から2週間以内とする。
- ・後日、事故の態様等が変化した場合には、報告を修正して良い。

(3) 報告の様式

- ・経済産業省が作成し、ホームページ等からダウンロード可能とする。緊急時は、ファックス又は電子メールで一報することも可。
- ・事故発生日、被害の概要、事故の内容、事故への対応、製品の名称、機種・型式、製造・輸入・販売数、事故を認識した契機と日

2. 製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故

(1) 自動的に対象外とすべきもの

- ・故意に人体に危害を加えた場合(自殺等)
- ・製品自体は健全に機能しているが、製品外の事故が生じた場合

(2) 個別に判断を要するもの

- ・一般消費者の目的外使用や重過失の場合等について、個別に判断する。
(天ぷら鍋を自動消火装置のついていないコンロにかけたまま、その場を離れた場合発生した火災事故は対象外)
- ・報告制度の運用に伴い、報告を要しない事故事例をホームページ上で順次公開し、事例の蓄積を図りながら、安定的な制度運用に努める。

3. 公表の考え方について

- (1) 経済産業省は、製造事業者又は輸入事業者から報告を受理してから、原則、1週間以内に事故発生の事実をホームページで公表する。(製品一般名、事故概要、受理日、事故発生日)
- (2) 経済産業省は、分析した結果、当該事故が一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大すると認めるときは、製造事業者又は輸入事業者に対し再発防止の対応を求めるとともに、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名、事故の内容、再発防止策等危険の回避に資する事項をホームページで公表、プレス発表を行う。

4. 任意の報告制度

- (1) 報告義務から除外される製品事故は、引き続き任意の報告制度等を通じて幅広く把握する。
- (2) 任意の報告制度等によって知り得た事故情報について、当該事故が製品起因であることが明らかな場合には、製造事業者等に対して適切に指導を行う。

5. その他

国が何らかの方法で重大事故の発生を知り、当該事故に関する製造事業者又は輸入事業者に対して報告徴収等を行った結果、報告義務を意図的に履行していない等が認められる場合には、①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日に加え、製造事業者又は輸入事業者名、機種・型式名についても、速やかにホームページで公表、必要に応じて、プレス発表を行う。

■東京都、高圧ガス・LPガス関係の行政処分実施要領施行

東京都は、「高圧ガス保安法・LPガス法の規定に基づく行政処分実施要領」を9月1日から施行した。LPガス法関連については17項目、高圧ガス法関連については24項目の処分基準を盛り込んでいる。都道府県レベルで行政処分基準を明文化したのは香川県に次いで2例目。東京都では行政処分基準および事務手続きを明確にすることで、行政処分の公正の保持と透明性の向上を図るとしている。

行政処分の基準は、LPガス法では業務主任者などの解任命令、業務停止命令、保安期間認定の取消しについて根拠規定と行政処分の基準を示している。

実施要領は下記のURLから入手できる。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/hoan/hoan.htm>

■違約金控訴請求裁判、LP販売事業者が勝訴

消費者が切り替え時の違約金支払いは不当と一審判決に控訴していた裁判で、LP販売事業者が勝訴した。

自宅をオール電化住宅に改装した時にLPガスを中途解約した消費者が、解約に伴う違約金を支払わなかったため、LP販売事業者が2005年4月に違約金支払いを求めて岐阜簡易裁判所に訴えた。原告側は契約に関し、「10年間のガス供給のため無償で設備等の工事をしたのであり、中途解約された場合は工事の実費相当額から原告が償却した相当額を控除した時価相当額を違約金として定めている」と主張。一審の岐阜簡易裁判所は、減価償却累計額の算出方法も消費設備等の耐用年数等に照らし違約金は適切で、消費者契約法には反しない等と原告の訴えを認めた。

これに対し被告の消費者は、一審での判決を不服として、「LPガス供給契約の違約金は過大で、消費者に不当な不利益を与えるもの」と契約無効を申し立てて岐阜県地方裁判所に控訴していた。同裁判所は、「消費者の利益を一方的に害するものであると認めるにたる証拠はなく、消費者契約法に違反するものであるとはいえない」とし、申し立てを全面的に退け、一審判決を認めた。この判決を受け、LP販売事業者は違約金および遅延金を請求できることとなった。

海外動向

《11月CP、プロパン、ブタンともに下落。ブタン、プロパンより20ドル高に》

サウジアラビア11月積CPは、プロパン450ドル(前月比30ドルダウン)、ブタン470ドル(前月比15ドルダウン)下落となった。原油の下げ及びアジアでのLPG市況低迷を受けたもの。原油はOPECの減産等底支えするコメントもあるが、冬場に向けたヒーティングオイル(暖房油)及び天然ガス在庫の積上げも例年以上に早めに行われた事で、足元での需要自体が伸び悩んでおり、石油製品が原油市場をリードする状況ではなくニューヨーク先物原油は概ね60ドル前後で小康状態となっている。LPG市況もこの前月に対し大きな動きが無く11月後半日本到着ものでも500ドルを割り込む状況に変化はない。アジアでの需要低迷からサウジアラムコが行った11月積みSPOT販売は欧州に仕向けられた。但し11月CPは公示される直前にインドのリライアンス社の製油所でトラブルがあり、ブタンを緊急調達した事、地中海以西での石油化学需要としてのブタンの引きがそれなりにある事、サウジのブタン在庫が低い事(プロパンは潤沢にある)から今回プロパン、ブタンは20ドル(ブタン高)の格差が広がった。備船市場もカーゴ(荷動き)の弱さを背景に下落しており中東-日本間の外航運賃は30ドル前後の小動きとなっている。

北海積み価格は、プロパン445ドル(前月比2ドルダウン)、ブタン500ドル(同20ドルアップ)と大幅なブタン高となった。アルジェリア積み価格は、プロパン448ドル(同7ドルダウン)、ブタン469ドル(同3ドルダウン)に設定された。プロパンに関しては未だアジア高であるがブタンに関してはアジア、欧州の価格がほぼパリティ(同値)となってきており上記の通り、ブタンに関しては欧州にしむけられるケースも散見される。

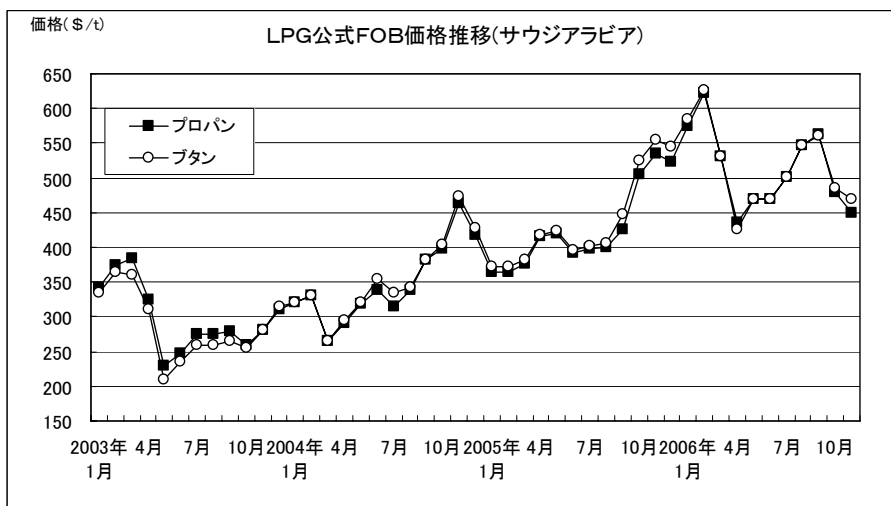
アラビアンライト原油とのCP熱量換算比ではプロパンでブタンで概ね98%台で前月並みにて推移。大きな変化は無いが、今後冬場の需要期に向かい需給は改善される方向にあり12月は100%を超えてくるものと予想される。

《今後の原油相場、石油製品、LPガス相場》

最近の原油相場は投機筋が商品相場から離脱したことで実力以上の値段を付けていた原油価格が実態(石油の需給)を反映してきている。前月も述べたが原油生産の限界費用(開発コスト)は旧来からの産油国と新規開発社の間では大きな差があるが、全石油生産量の1/4を占める新規生産者のコストは約50~60ドルといわれており、それを大きく下回る事はなさそう。

石油製品は足元で荷余り感はあるが、冬場に向かい需要が伸び手前の玉がさばけてくるとまた原油価格をリードする材料になると思われる。

LPGに関しては、石油製品同様冬場に向け需要が増えてくると需給は堅調さをとりもどし価格はゆるやかに上昇していくものと思われる。



技術開発

《 SNS構築サービス 》

SNS(Social Networking Service)は、人々の「つながり」を重視したもので、趣味や出身地などが共通する利用者が情報交換して交流を深めたり、知人を招待したりするなどして人的ネットワークを広げることが可能なインターネット上のサービスです。従来のインターネットにおけるコミュニケーションは匿名性が1つの特徴とされてきました。これは自由である半面、信頼性の欠如という問題を抱えています。これに対して SNS は、友人・親類・知人といった現実社会の既存の人間関係、信頼関係をベースに人的ネットワークを構築するというコンセプトが背景にあり、ユーザーに信頼感、安心感を提供できることが特長です。人のつながりを重視して「既存の参加者からの招待がないと参加できない」というシステムになっているサービスが多いのですが、最近では誰でも自由に登録できるサービスも増えています。

総務省の発表によると、2006年3月末現在の日本でのSNS登録者数は、およそ716万人(SNS事業者数は21社集計)に達しています。これは前年度(2005年3月末)の約6.5倍の数字であり、急速に認知度が上がっていることが伺えます。

SNS構築サービスの一つとして、2006年10月18日より、「nanotyFamilies(ナノティ一・ファミリーズ)」のサービス提供を、株式会社サンロフトと東京ガス株式会社が開始しました。これは、家族での利用に特化した日本初の家族向けのSNS構築サービスです。

サンロフトは、システム構築・開発、サイト企画・運用を実施し、東京ガスは、食・風呂・節約など暮らしに役立つ生活関連コンテンツを提供します。東京ガスは、この生活関連コンテンツ、商品・サービス情報を提供することにより、自社運営サービスでは捕捉できないお客さまとの継続的なコミュニケーションをめざしています。

【nanotyFamilies の特長とメニュー】

●特長・サービスメニュー

○伝言板

- ・写真を家族内で共有可能
- ・設定により、自分の家族だけでなく、親戚や仲の良い家族などへも公開可能

○カレンダー

- ・家族の誕生日、結婚記念日、入学式、法事等を登録して、スケジュール共有可能
- ・スケジュール入力した日時が近づくと、メールでお知らせ

○ブックマーク

- ・家族にとって参考になるサイトをブックマークして共有可能
- ・家族で共有できる良質なサイトのブックマーク集として、会員全体で共有可能

○プレゼント

- ・誕生日、敬老の日、母の日、入学祝などに欲しいプレゼントを登録可能
- ・登録された情報を会員全体で共有し、カテゴリ別に人気のプレゼントを探すことが可能

○メッセージ

- ・他の家族との間で、文章や写真のやりとりをすることが可能

●東京ガスが提供する生活情報メニュー

○お料理新着レシピ

- ・東京ガスが保有する料理レシピへのリンクを新着順に掲載
- ・一覧ページには常時最新のレシピ9種類程度のリンクを用意し、家族 SNS トップページには、新着レシピからローテーションで1種類のレシピが表示される

○今週のおすすめ

- ・東京ガスが保有する生活関連情報コンテンツの中から新着情報を中心として週変わりでコンテンツの一部を掲載
例) 食に関する豆知識、美容と健康に良い入浴法、省エネ・節約アドバイスなど

技術開発トピックス

東京ガス、壁貫通設置タイプのエコジョーズを発売

東京ガスはエコジョーズの壁貫通設置タイプを11月1日より発売した。これまでの屋外据置型、屋外壁掛型、屋外隣接型と比べ、機器サイズの制約が厳しい壁貫通型エコジョーズを発売し、同社の屋外用風呂給湯器の全ての設置バリエーションが揃った。壁貫通設置タイプは約100万台設置されているバランス型風呂釜の買い替えおよびリフォーム用として販売される。

世界最小の火災警報器を発売

エスケイシリンダーは日本フェンオールが開発した世界最小クラスの超小型煙式住宅用火災警報器「F12」を11月1日から発売した。本体容器を従来の10分の1に小型化し、質量は35グラムと超軽量のスティックスタイルの警報器である。取り付けは、付属のピンで天井に取り付けたベースに、本体をねじ込むと簡単に設置できる。また、従来品と違い、市販の電池ボタンを使用しているため、電池を交換すれば長期間使用できる。

高木産業、高機能浴室・台所用リモコンを発売

高木産業は高機能浴室・台所用リモコン「ドットマトリクス表示リモコン」および、標準型「ブラックマスク表示リモコン」の2機種4タイプを発売した。高機能型ドットマトリクス表示リモコンは台所用、浴室用ともに家庭用ガス給湯器のガス、湯、電力の瞬間エネルギー消費量を随時表示する。さらに台所用には、エネルギー使用量・料金を日・週・年単位で表示し、ガス使用量を給湯、ふろ、暖房の用途別に表示するエネルギーロック機能が付いている。このほか、台所用、浴室用ともに体脂肪・カロリー測定と半身浴の健康支援機能が付いている。

ノーリツ、鏡で見られる浴室液晶テレビを発売

ノーリツは7型ワイドサイズの浴室液晶防水テレビ「YTV-701WS」を発売した。現在主流となっているベンチバス浴槽は、ほとんどが全身浴と半身浴が逆向きの姿勢になるため、一方向でしかテレビが見ることができなかった。同社では、テレビの画面を反転する機能「画面反転機能」を付け、反対側の鏡に映してテレビを見れるようにした。また、このテレビは専用のチューナーを取り付ければ地上デジタル放送も楽しめる。

エネルギー業界の動き

■ 加速する電力会社のCDMを利用したCO₂排出権取引

海外でCDM(クリーン開発メカニズム)を利用したCO₂排出量削減事業に参加する日本企業は増加の一途をたどり、日本政府が承認した案件は60以上に及ぶ。参加企業も、金融、商社、建設、電力会社などさまざまな業種に広がっている。その中で電力会社が単独で承認されたのは、東京電力が6件、関西電力が3件、東北電力、中部電力が1件ずつである。2006年に入ってから、中国でCDMを推進する法律が整備されたこともあり、同国の事業から排出権を購入ケースが目立つ。

2006年に東京電力が承認された3件のうち2件が中国で実施する事業となっている。貴州省恵水県団波地区の水力発電CDMプロジェクトと、新疆ウイグル地区で新疆国投風力発電所が実施する風力発電CDMプロジェクトである。貴州省の水力発電プロジェクトは、貴州蒙江流域開発が建設する80MWの自流式水力発電所で年間2億2,250万kWh発電し、全量を地域の電力会社に供給する。火力発電していた電力の一部が水力発電に代替するため、2007年から2012年までの6年間で約84万トン(CO₂換算)の排出量削減が見込まれており、東京電力は全量を炭素クレジットとして購入する。一方、新疆ウイグル地区のプロジェクトでは、2006年から2012年まで間に約65万トン(同)の排出量削減が見込まれ、こちらも同社は全量を炭素クレジットとして購入する。

中国以外では、南米のホンジュラスの大手製糖会社カンパニア・アスカレラ・ホンジュレーナ社と同社のサンタ・マチルダ製糖工場におけるバイオマスCDMプロジェクトから、2005年から2012年までの間に約30万トン(同)の購入契約を締結した。

また、チリでのメタン回収プロジェクトでは、2004年から2012年までの間に約200万トンを購入する契約を既に締結し、そのうち2004年分の炭素クレジット約48,000トンが国連から発行された。

中国、チリ、ホンジュラスなどからの購入分も含めると、東京電力が京都議定書の期限である2012年までに取得する排出権は600万トン強になる見込みだ。

中部電力では、新たに2件の中国のプロジェクトからCO₂排出権を購入する。寧夏回族自治区銀川市の風力発電プロジェクトからは約40万トン(同)、江蘇省南京市にあるごみ埋立処分場から発生するメタンガス回収・発電プロジェクトからは約60万トン(同)購入する予定で、今回の2件により、同社がこれまでに獲得したCO₂排出権は約700万トンとなった。

関西電力は、中国の2件の小規模水力発電プロジェクトからCO₂排出権購入の契約を締結した。甘肅省南部の黄河支流に建設された2件の水力発電所により、2012年までに約56万トンのCO₂排出量が削減される。

中部電力、東北電力、四国電力は、中国のプロジェクトから排出権を購入する契約を日揮・丸紅・大旺建設の3社が出資したJMD温暖化ガス削減と締結した。JMD温暖化ガス削減は浙江省でCDMプロジェクトを展開しており、代替フロン製造工場から排出されるフロンガスを回収・分解する事業で排出権を購入する。3社はその一部を購入するもので、2008年から2012年までの8年間に、中部電力は約200万トン、東北電力は約400万トン、四国電力は約50万トンのCO₂排出量を購入する。

電気事業連合会によると、2005年度の電力10社とJパワー、日本原子力発電のCO₂排出量は前年度比3%増となった。景気回復が続き、工場など大口の電力需要が4年連続増加した。1kWあたりの排出量は0.425kgと2年ぶりに増加し、京都議定書の基準年である1990年度実績0.421kgを上回った。同連合会では、2010年度に1kWあたりの排出量を0.36kgまで減らすことを目標としている。電力会社は、自社の削減達成のためにも今後ますますCDMを利用したCO₂排出削減策を推進していくとみられ、中国だけでなくインドネシアやマレーシアなど東南アジアの国々で廃棄物やバイオマスなどのCDM事業調査を展開している。

ニュースヘッドライン

《LPガス業界関連》

- ◆ エア・ウォーター、北海道・東日本でエネルギー事業再編 (10/02 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 九州アストモスガス設立、九州燃料とアプロホームガス南九州合併 (10/04 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ シナネン、竜ヶ崎ガス販売(茨城県)を100%子会社に (10/05 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 郡山開成学園が19年度までにGHP138台設置
根本石油、LPG供給とメンテ・サービスを実施 (10/11 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 柏充填所リニューアル、月間1,500トンに
住商液化ガス中央、3ヵ年計画完了で地域に貢献 (10/12 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 日連、自民党に19年度LPG車関連などの税制改正要望を提出 (10/19 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 需要開拓活動の徹底で電化対抗路線をさらに強化
日連が需要拡大等でアンケート調査、コラボ等に反映 (10/19 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ GHP出荷実績、小型苦戦も大型化傾向続く
2006冷凍年度、原料費高騰の影響で低調 (10/20 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 伊藤忠エネ、商用車中心に、現代自のLPG車販売 (10/23 日経産業新聞)
- ◆ 「選択権は顧客」、微妙に変わるオール電化対策
近畿地区、ネガティブキャンペーン控え電化製品取り扱いも (10/23 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 日本電気硝子、LPG転換が排出量削減に寄与 (10/23 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 中小零細LPガス販売事業者の救済と育成
大阪府協、近畿経済産業局と大阪府に要望書を提出 (10/24 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 時代を担う子どもたちに基礎知識を伝授
新潟県協青年部、小学校でLPガス教室を開く (10/26 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 今年度上期のGTコンロ達成率20%、トップは大阪府
日団協が初集計、エコジョーズ達成率は26% (10/27 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 中村ホームガス、日商プロパン石油が3年連続院長表彰
LPガス消費者保安推進大会、35者が受賞 (10/30 日刊プロパン・ブタン情報)

《行政関連》

- ◆ 第2回製品安全小委、経済省が事故報告範囲案示す (10/10 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 経済産業省、県所管販売事業者にも事故報告を義務化 (10/11 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ LPガス法関連で17項目の行政処分基準を明記
東京都、9月1日付で行政処分の実施要領を施行 (10/16 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ LPガス異業種事例調査、都市ガス以外の業種選定へ (10/20 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 保安監査部、イワタニ近畿と北村産業の「認定」を取り消し (10/24 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 不燃防義務付けや改造防止装置などを盛り込む
ガス器具技術基準改正案、年内にも公布 (10/25 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 岐阜地裁が販売店の違約金請求を支持
丹羽ガス、オール電化切り替え客との裁判に全面勝訴 (10/26 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 9年間無許可で簡易ガス事業 高松産業を嚴重注意 九州経産局など (10/27 読売新聞)

《技術開発関連》

- ◆ 伊藤工機、アメリカ製185kgバルク貯槽など新発売 (10/06 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 出光が12月、市原に水素ステーション、安全性を検証 (10/11 日本経済新聞)
- ◆ エスケイシリンダー、世界最小クラス住宅用火災警報器を発売 (10/23 日刊プロパン・ブタン情報)
- ◆ 東京ガス、壁貫通タイプ「エコジョーズ」を11月発売 (10/24 日刊プロパン・ブタン情報)

フランス電力(EDF)

■企業概要

フランス電力(EDF)の前身は、1946年に「電気・ガス事業国有化法」によって設立された「フランス電力公社」である。政府が100%の株式を所有する国有会社だったEDFは、ローヌ河の総合開発を行うローヌ公社、フランス石炭公社の子会社、公営電気事業を除いて、フランスの電気事業の発電、送電および配電の全てを運営していた。第二次世界大戦後は電力網と発電所建設を推進し、1997年時点でEDFがフランス国内で占める割合は発電設備、発電量とも約95%だった。

フランスはエネルギー資源が乏しいことから、1973年の第一次石油ショック以降、原子力発電を積極的に採用し、米国に次ぐ世界第2位の原発大国になった。EDFはフランスの全原子力発電所を所有し、2001年時点では運転中の56基の加圧水型炉によってEDFの発電量の約85%が原子力となり、同社は世界最大の原子力発電会社となった。

しかし原子力による発電が順調に進んだ反面、国内の電力需要が予測を下回ったことから、EDFはその余剰電力を海外に輸出するようになった。2000年には、イタリア、英国、スイスなどの近隣諸国に全発電量の約15%に相当する690億kWhを輸出している。同社の2001年の売上高は国内だけで約2兆9,000億円、海外分を含めると約3兆8,000億円にのぼる世界最大規模の電力会社である。

1996年末にEU電力規制緩和指令が採択されたことを受け、フランスは2000年2月に電力自由化法を制定し、電力市場の部分自由化が行われた。2001年には1,600万kWh以上の需要家、2003年には900万kWh以上の需要家がEDF以外から電力供給を受けることが可能になった。さらに、2003年に採択された改正EU電力指令に基づき、2004年7月から自由化対象範囲が家庭用需要家を除く全需要家にまで拡大され、約70%の市場が自由化された。自由化によって一部の大口需要家が他の事業者へ供給先を変更したが、EDFはフランス国内で依然として圧倒的なシェアを維持している。フランスでは2007年7月から全面自由化が実施される予定である。

EDFは電力自由化以降、積極的に近隣各国の電力会社との提携・買収を行った。1999年には英国の配電会社、ロンドン・エレクトリシティを買収し、2000年1月にはドイツ第4位のEnBW社の株式25%を取得した。そのほか、ポーランドやオーストリアなどの欧州周辺国の企業を買収し、欧州の電力業界売上げで上位を占めるようになった。

しかし、ドイツのEnBW社に資本参加した際には、EUの執行機関である欧州委員会の調査を受け、EDFの国内発電設備を解放するよう求められた。そのため2001年以降、600万kWの自社設備を「仮想発電設備」として設備容量の利用権を競売により売却している。

2001年、EDFはイタリアの電力大手モンテディソンの発行済み株式の20%を取得、同社の筆頭株主となった。この動きに対してイタリア政府は、EUの相互解放原則に反して自由化の進まな

いフランス電力市場で事業を独占するEDFが、自国のエネルギー市場に参入することは認められないと反発、5月24日に特別令を公布し、イタリアのエネルギー事業会社の株式を取得する企業が、自国のエネルギー市場を独占し、その株式が公開されていない場合には、その株式取得企業の行使できる議決権の上限を総議決権の2%とした。これによりEDFによるモンテディソン社の支配は阻止された。

このように、国有企業であるEDFが海外の民営エネルギー事業者を買収することに対して激しい反発もあり、政府は同社の部分民営化を推進することにした。この部分民営化には、労働組合が激しく反対するなどから法制化の手続きが遅れていたが、2004年7月に株式会社化法が制定され、11月に同社は「フランス電力株式会社」となった。政府は、2005年10月末に新株発行増資分より部分民営化し、増資規模はフランステレコム以来の大型民営化案件となった。部分民営化後の政府の保有比率は85%となった。

■最近の事業展開

EDFは、1990年代の世界的な電力自由化の中、欧州以外に中南米、アジア等世界中に進出していった。

アジアでは、ブータンでCDM(クリーン開発メカニズム)を使用したプロジェクトの一環で小規模水力発電所を建設した。e7(世界電力首脳有志の会議)のメンバーである関西電力、カナダのハイドロ・ケベック社、アメリカン・エレクトリック・パワー社と共同で、2004年9月からブータンの首都ティンプーから約150キロ東にある未電化のチェンデブジ村に出力70kWの発電所を建設した。ベトナムでは天然ガス火力発電所を住友商事、東京電力と共同で運営している。また、中国では1997年に山東省で5つの火力発電所建設するなど、既に400万kWの発電設備容量を保有しており、中国での設備容量を2008年までに1,000万kWとする目標を掲げている。

このような積極的な海外事業投資の結果、EDFは2004年末時点で、国内外に1億2,545万kWの発電設備を有し、4,210万軒の需要家に電力供給を行う企業に発展した。しかし、2004年の部分民営化により、過剰な債務を削減し財務体質を改善することが求められるようになった。今後は世界的に展開してきた海外進出を整理し、中国などを除き欧州周辺国以外の事業からは基本的に撤退していく予定だ。

一方、フランス国内では、1997年6月の総選挙で発足したジョスパン政権が、ルカルネ原子力発電所の建設計画を中止して以来、国内の原子力建設計画は凍結されていた。フランスの原子力発電所の建設は、1993年のシボー原子力発電所2号機が最後となった。その後、2004年3月に成立した第3次ラファラン内閣は、欧州加圧水型炉建設に積極的な姿勢を示し、2004年6月の仏国民会議で欧州加圧水型炉の建設を含む「エネルギー政策法案」が可決された。これを受け、EDFは2004年10月、160万kW級の欧州加圧水型炉1基を2007年から建設すると発表した。北部のノルマンディー地方のフラマンビル原子力発電所内に建設するもので、2012年からの運転開始を目指す。